

# 2018年 任意団体海の森づくり推進協会規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、任意団体 「海の森づくり推進協会」と称す。以下「本会」という。  
本会は、特定非営利活動法人海の森づくり推進協会の活動内容の一切を平成30年(2018年)4月1日から引き継ぐ。

(所在地及び主たる事務所、会計事務所)

第2条 1. 本会の所在地及び主たる事務所は高知県土佐市宇佐町井尻226-2におく。  
2. 会計事務所は、会計担当者住所におく。下村 温：兵庫県芦屋市呉川町10-6

(目的)

第3条 本会は、生態系を重視したコンブ等海藻による『海の森づくり』技術の普及により、懸念されている『磯焼け』の弊害を防ぎ、沿岸域の水質浄化と水産資源増殖を図るとともに、そこから得られる海藻等の利活用の研究及び普及によって陸圏の生態系とその循環を重視した環境改善による社会貢献を推進することを目的とする。

(事業の種類)

第4条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 海の森づくりに係わる支援事業  
(2) 海の森づくりの効果に係わる研究及び研究成果の普及  
(3) 海の森づくりから得られるコンブ等海藻の利活用に関する研究  
(4) 海の森づくりによる二酸化炭素固定化評価の世界基準づくり及びその提言  
(5) 市民・子供向け環境教育イベントの開催  
(6) 地域循環型社会システム構築のための調査・設計・施工及び関連物品・施設・設備の購入及びその販売  
(7) 事業成果及び関連図書の出版・販売

## 第2章 会 員

(種別及び資格)

第5条 本会の会員は、正会員・賛助会員の二種とする。  
1. 正会員は、本会の目的に賛同して入会した個人。  
2. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、賛助の意思を持つ個人および団体・企業とする。

(入会)

第6条 本会に会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。  
1. 会長は、前項の入会申込者が前条第2項の条件に適合すると認められるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。  
2. 会長は、第1項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。  
3. 賛助会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。  
2. 会員は、本会に納入した入会金及び会費の返還を求めることはできない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、死亡または次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。  
(1) 退会したとき  
(2) 除名されたとき  
(3) 賛助会員である団体・企業が消滅したとき  
(4) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(退会)

第9条 会員で退会しようとする者は、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。  
(1) 本会の諸規定又は総会の議決に違反したとき  
(2) 本会の目的趣旨に反する行為があったとき

(3) 本会の名誉を傷つけ又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金・会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

理事 20名以内

幹事 理事のなかより10名以内

幹事の中から会長1名、事務局長1名 そのほか総務、会計など必要に応じた役員をおくことができるものとする。

監事 2名以上をおく。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2. 代表理事(会長)は理事の互選とする。

3. 常務理事(事務局長)は理事の互選とする。

4. 役員に異動があるときは、遅滞無くその旨を理事に届け出なければならない。

(職務)

第14条 代表理事(会長)は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 理事は、理事会を構成し、規約及び総会の議決に基づいて会務を執行する。

3. 常務理事(事務局長)は、理事会の議決に基づき、本会の会務を処理する。

4. 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が役員としてふさわしくない次の各号の一に該当する行為があると認められるときは、その任期中であっても、総会において正会員総数の3分の2以上の決議によりその役員を解任することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の諸規定又は総会の議決に違反したとき

(2) 本会の目的趣旨に反する行為があったとき

(3) 本会の名誉を傷つけ又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき

(報酬等)

第17条 役員には報酬を与えることができる。役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

2. 役員にはその職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

3. 役員報酬及び費用の支弁に関して必要な事項は、総会の決議を経て、細則で定める。

(最高顧問及び顧問)

第18条 本会に、最高顧問及び顧問をおくことができる。

2 最高顧問は、本会の目的や設立に多大な貢献をした方で理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。

3 顧問は、本会の目的達成のために必要と認められる方で理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。

4 最高顧問及び顧問は重要な事項について、代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるることができる。

## 第4章 会 議

(種類及び開催)

- 第19条 会議は、総会及び理事会とする。
- 2 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。
  - 3 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会で必要と認められたとき
    - (2) 正会員の5分の1以上からの請求があったとき
    - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集したとき
  - 4 理事会は、毎年1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(構成)

- 第20条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

- 第21条 会議は、代表理事（会長）が招集する。
- 2 会議の招集は、会議を構成する正会員又は理事に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面を以って、開催の日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(会議に付議すべき事項)

- 第22条 総会には次の事項を付議する。
- (1) 事業計画及び収支予算
  - (2) 事業報告及び収支決算
  - (3) 役員を選任又は解任、職務、報酬
  - (4) 本会の解散又は合併
  - (5) 前各号のほか、理事会より付議された事項
- 2 理事会には、この定款に規定する事項のほか、次の事項を付議する。
    - (1) 総会で議決した事項の執行に関すること
    - (2) 総会に付議すべき事項
    - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

- 第23条 総会及び理事会の議長は代表理事（会長）がこれにあたる。

(定足数)

- 第24条 会議は、総会にあっては、これを構成する正会員の2分の1以上、理事会にあっては、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状を認める。

(議決)

- 第25条 議事はこの規約に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(会議における書面表決)

- 第26条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については、出席した者とみなす。

(議事録)

- 第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 構成員総数及び出席者数（書面表決者数付記）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

## 第5章 運営組織

(委員会及び部会等)

- 第28条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て委員会及び部会等の運営組織をおくことができる。
- 2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(事務局)

- 第29条 本会の事業を執行し、その事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には事務局長及び職員若干名をおくことができる。
  - 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、別に定め

る。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産の管理は、理事会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。

- 2 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 3 予算成立後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算を変更することができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告書及び収支決算書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、年度末財産目録とともに監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第7章

(規約の変更)

第36条 この規約を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経る。

(解散)

第37条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承認をえなければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会が解散するときの残余財産の帰属は、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経て、選定する。

(合併)

第39条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経る。

## 第9章 細則

(施行細則)

第40条 必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

2 本会の成立当初(2018年4月1日)の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会員種別	入会金	年会費	メモ
正会員	1,000円	一口3,000円	正会員：総会に議決権を持って出席できる
賛助個人会員	1,000円	一口10,000円	賛助会員：会の活動を賛助し、イベント案内や会の活動報告を受ける
賛助団体会員	1,000円	一口20,000円	同上
賛助団体会員	1,000円	一口30,000円	同上
特別賛助会員	免除	一口100,000円	同上
ネットワーク会員	免除	無料	ネットワーク機能を果たせ

			る個人。団体
--	--	--	--------

ただし、年会費から1口をのぞいたは部分は、寄付として扱わせていただく。2年以上会費が未納の場合は、自動的に会員資格を失格します。NW会員以外の会員変更の際には、入会金は免じされます。

別表 添付資料1 役員名簿

第41条 設立年月日  
本会の設立年月日は 平成30年4月1日とする。

第41条 規約施行日  
本規約は平成30年4月1日より施行する。

**この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。**

**秋田県秋田市千秋北の丸5 - 7 2**

**代表者 松田恵明**